

令和 8 年度 観光地等交通対策業務（東山地域）委託仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度 観光地等交通対策業務（東山地域）（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は東山地域において、地元住民・商業者・京都府警察等関係機関との連携の下、交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出を目的として、観光地等交通対策を実施し、併せて、公共交通の利用促進に係る取組を実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 2 8 日まで

4 交通対策実施日

令和 8 年 1 1 月 2 1 日（土）、2 2 日（日）、2 3 日（月・祝）、2 8 日（土）、2 9 日（日）

※ ただし、今後の関係機関等との協議により、実施日が変更となる可能性がある。その場合、本市と受託者で別途協議を行うこととする。

5 委託業務の内容

（1）東山交通対策の実施

交通対策実施日において、**別紙 1**のような交通規制等の取組実施を想定しており、その取組全体をマネジメントするとともに、地元、警察、駐車場事業者に加え、本市の警備業務委託事業者等とも連携し、臨時交通規制等がより高い効果を得られるような取組を実施する。

（2）必要物品等の設置

交通規制及び迂回誘導等に伴い、必要となる物品等の調達、設置、養生、撤去を行うこと。

※ **別紙 2**「物品リスト」参照

6 委託業務の進行等

（1）業務スケジュールの調整

受託者は業務開始に先立ち、今後の業務スケジュールを作成し、本市へ届け出て承認を得ること。

（2）進捗状況の報告

受託者は、業務進捗状況その他必要事項について、適宜、本市へ報告を行うこと。

（3）協議事項

本仕様書に定めのない事項及び業務遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により、その解決を図ること。

(4) 記録方法

本業務の取組状況に関しては、今後の取組の参考とするため、写真等で記録すること。

(5) その他

受託者は、業務終了時に次の報告書等を提出する。

- ア 本委託業務報告書 1部
- イ 各種データファイル 一式
- ウ その他、本市が指示するもの

7 その他

(1) 業務内容の変更等に伴う取扱

本業務委託は、令和8年8月～9月に開催予定の「東山交通対策研究会」において方針を決定する。また、今後の関係行政機関等との協議・調整結果により、実施内容や数量等に変更が生じる可能性がある。したがって、契約後当該事象が生じた場合は、変更契約を行う。受発注者の協議に基づき柔軟かつ適正に業務を遂行すること。

(2) 秘密保持義務

本委託業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(3) 個人情報の保護

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(4) 損害賠償

本委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、すべて受託者の責任において処理すること。

(5) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施及び成果の普及を図るため、本委託業務により生じた著作権については、原則として本市に帰属させるものとする。ただし、事前に書面による本市の同意を得た場合はこの限りでない。

(6) 業務中止等に伴う経費の精算

契約締結後、台風・地震等の自然災害の発生などにより、当該業務の中止、または、当該業務の規模を縮小する可能性がある。中止の場合、京都市と受託業者の協議のうえ、中止を判断した時期までに要した費用を精算する。また、規模縮小の場合も、その内容に応じて協議のうえ費用を精算する。

令和 7 年度



東山地域 秋の交通対策のお知らせ



京都市では、秋の観光シーズンにおける東山地域の様々な交通問題を解決するために、地元関係者、学識者、交通事業者及び行政機関などで構成する「東山交通対策研究会」を設置し、地元の皆様との協議を通じて、交通の円滑化に向けた取組を推進しています。

令和 7 年度は、①東山五条周辺、②東福寺周辺において、以下の交通対策を実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※ 今年度は、令和 6 年度に実施した東山丸太町での南行直進 1 車線の利用制限は実施しません。

対策実施期間：11 月 22 日(土)、23 日(日・祝)、24 日(月・振替)、29 日(土)、30 日(日)

①東山五条周辺での交通対策

東山五条周辺での円滑な交通を確保するため、以下の時間に臨時の交通規制を実施します。



商店主の皆さまへ (お願い)

上記交通対策の実施日におきましては、東大路通の交通の円滑化を図るため、誠に恐縮ではございますが、貴店舗における商品搬入等の荷捌きの時間帯について、なるべく午前中に済ませていただくなど、関係業者様とのご調整をお願いいたします。

東山交通対策研究会



京都市
CITY OF KYOTO

別紙2 物品リスト

項目	数量(個)	使用場所	備考
■東山交通対策			
カラーコーン	40	東山五条交差点周辺	ウェイト含む
カラーコーン用バー	40	東山五条交差点周辺	
台車	2	東山五条交差点周辺	
ブルーシート	2	東山五条交差点周辺	
スピーカー (ワイヤレスアンプ CD内蔵シングル)	2	東山五条交差点周辺	
停止線テープ(白)	5	東山五条交差点周辺	※1
既設停止線消去用テープ(黒)	5	東山五条交差点周辺	※1
テントウェイト 20 kg	24	東山五条交差点周辺	
案内看板(立て看板)①(1400 × 500)	3	東山五条交差点周辺	※2
案内看板(立て看板)②(1800 × 900)	1	東山五条交差点周辺	※2
案内看板(立て看板)③(1100 × 1400)	3	東山五条交差点周辺	※2
事務用品	3セット	東山五条交差点周辺	

※1 雨天時でも設置できる粘着性のもの（釘等の道路や車両を傷付ける恐れがあるものは不可）。

※2 それぞれのサイズ表記の単位は mm とし、「縦 × 横」で記載している。

いずれも素材はアルミ複合版である。設置・養生等に必要な備品（ロープ、結束バンド、ウェイト等）を含む。

看板本体は本市から貸与する。ただし、①②に関しては表示面が未掲載となっているため、契約後に別途指示する内容で掲出物を作成し貼付するものとする。なお、掲出物にはラミネート加工を施すこと。

貸与から返却までの間下記の点を遵守すること。

- ・交通対策実施各日における配置時間経過後は、受託者の責により適切に保管するものとする。現地道路及び歩道上等に存置してはならない。

- ・設置日から撤去日まで、全ての周知看板及び電柱幕が適切に設置された状態を保持すること。適宜、現地での設置状況を確認すること。

- ・貸与時は下記保管場所に受け取りに来ること。また、撤去後は下記保管場所まで運搬し、本市担当者立会のもと本市に返却・納品すること。

【保管場所】京都市役所北庁舎 MB 2 階

（京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地）